

書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規定

岡三証券株式会社

本規定は、当社が、第1条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付又は同意の記録に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した情報処理システムをいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）によりお客様に提供するサービス（お客様から電磁的方法により受け入れる場合を含みます。以下「電子交付サービス」といいます。）についてお客様と当社との間の権利義務関係を明確にするため定めるものです。

（対象書面）

第1条 対象書面は、以下の①及び②の書面とします。なお、対象書面の選定及び廃止については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。

- ① 法令・諸規則等により、電子交付による提供が認められている書面（以下「法定交付書面」といいます。）の中から当社が選定した書面
- ② 法定交付書面以外について当社が選定した書面

（対象書面の交付）

第2条 「電子交付サービス」による対象書面の交付は、当社ホームページ及びお客様専用ページにPDF又はHTML形式により記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることをもって書面の交付に代える方法といたします。また、PDF形式による対象書面の記載事項をご覧いただくため、お客様には、予め「Adobe Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。「Adobe Acrobat Reader」はインターネットでダウンロードできます。ご利用いただいている「Adobe Acrobat Reader」がバージョンアップ（プログラムの改定）した場合でも、電子交付は継続しますので、最新版のソフトウェアをご利用いただくものとします。なお、「電子交付サービス」を受けるには、ご利用いただくコンピューターのOS、CPU、RAM、WEBブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提といたします。当社は法令等で定める期間又は当社が定める期間、対象書面を閲覧可能な状態におくものとします。

（電子交付の承諾）

第3条 お客様は、口座開設のお申込時に本規定の内容を承諾いただいたうえで、対象書面の電子交付に同意いただきます。なお、お客様は第1条に基づく対象書面について包括的に申込みいただきます。

（当社の都合による対象書面の書面交付）

第4条 お客様が電子交付に同意された後でも、当社の都合により対象書面を電子交付によらず、書面で交付をさせていただく場合があります。その場合電子交付は行われません。

（「電子交付サービス」期間中の取扱い）

第5条 当社は、「電子交付サービス」の期間中は、第4条に基づき書面交付を行う場合を除き、対象書面の書面による交付等を行いません。従って書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷又は電磁的記録として保存していただきます。

（「電子交付サービス」の内容の変更）

第6条 当社は、「電子交付サービス」の内容について、「電子交付サービス」を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたす恐れがないと判断した場合は、予め当社ホームページ上への掲載又は電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、「電子交付サービス」の内容の変更を行うことができます。

（契約の解除）

第7条 次に掲げる事項に該当する場合、「電子交付サービス」の契約は解除されるものとします。

- ① お客様が当社との取引を終了する場合
- ② お客様が本規定に違反した場合
- ③ お客様の「電子交付サービス」のご利用が不適当であると当社が判断した場合
- ④ 当社の都合により「電子交付サービス」の提供を終了する場合
- ⑤ その他、やむを得ない事由がある場合

2. 「電子交付サービス」の終了にあたっては、既に電磁的方法により提供した対象書面について、当社は閲覧を終了し、又は閲覧を停止することがあります。お客様は、必要な対象書面について、閲覧

終了又は閲覧停止までに印刷、ダウンロードその他の方法により保存するものとします。なお、閲覧終了又は閲覧停止後は、当該対象書面を再提供できない場合があります。

（免責）

第8条 当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。

- ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵及びこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により「電子交付サービス」を利用できなくなったことにより生じた損害
- ② 天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により「電子交付サービス」の提供が遅延又は不能となったことにより生じた損害
- ③ お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因する記載事項の漏洩等により生じた損害
- ④ 「電子交付サービス」より提供した対象書面の内容についてお客様の誤認、未確認により生じた損害

（準拠法）

第9条 「電子交付サービス」に係る権利義務関係については、日本法に準拠するものとします。

（合意管轄）

第10条 お客様と当社との間の本規定に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

以上

（2026年10月5日改正）